

## 裁判手続等のIT化検討会（第7回）議事要旨

日 時：平成30年3月8日（木）9:29～11:37

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C

### 1. 議事

- (1) 本人訴訟について
- (2) 裁判手続等のIT化の今後の進め方について
- (3) 取りまとめ骨子案について

### 2. 「主な本人訴訟の論点（抜粋）」（資料1）について、事務局より説明。

#### <「本人訴訟について」濱口博史法律事務所濱口弁護士より説明>

##### ● 濱口弁護士

地方裁判所民事第一審訴訟の本人訴訟を念頭に置いて、説明をさせていただきたい。本人訴訟とは、訴訟事件のうち、当事者の一方または双方が弁護士を選任しなかった事件を以下指したいと思う。

- 第1に、本人訴訟の動向だが、まず、訴訟事件の訴訟代理人の選任状況について、ただし、これは過払金等の事件を除いたもの。「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」によると、平成22年の数字だが、双方訴訟代理人が40.1%、原告または被告本人が40.7%となっている。内訳は、原告のみ本人が3.8%、被告のみ本人が36.9%である。そして、双方本人が19.2%となっている。
- 平成28年、6年後だが、双方訴訟代理人が46.5%、原告または被告本人が34.3%、内訳は、原告のみ本人が3.1%、被告のみ本人が31.2%である。そして、双方本人が19.2%となっている。
- 平成28年においても、少なくとも一方当事者が本人の訴訟というものが過半数の53.5%となっている。ただ、一方で、双方に訴訟代理人を選任された事件の割合は、6年間で6.4%増加、双方本人による事件の割合に変化はないという状況。
- 続いて、そのうち実質的紛争のある訴訟事件の訴訟代理人の選任状況。これも過払金等の事件を除いている。司法研修所編「本人訴訟に関する実証的研究」に以下よるが、双方訴訟代理人がついているのが74.5%、原告または被告本人が21.9%。うち、原告のみ本人が5.6%、被告のみ本人が16.3%である。そして、双方本人が3.6%となっている。
- 実質的紛争のある訴訟事件においても、少なくとも一方当事者が本人の訴訟が約4分の1、25.5%存在するという状況。なお、実質的紛争のある訴訟事件で本人訴訟が多い類型には、建物、土地、貸金、売買代金が挙げられている。

- 第2に、本人訴訟の進行の特徴について紹介する。これも司法研修所編の先ほどの文献による。まず、訴えの提起段階での本人訴訟の特徴だが、本人が作成した訴状において欠席判決ができる程度の記載がない事件、本人が作成した答弁書において個々の事実ごとの認否が善解できる程度の記載がない事件は、いずれも4割以上。それから、添付書類に不備がある事件は3割弱。裁判所は7割以上の事件において原告側本人に対して訴状の補正、書類の追完等の促しや指示をしているが、4分の1は必ずしも適切な対応ができていないという紹介がされている。
- 続いて、段階が移り、争点整理手続の期日に要する時間における本人訴訟の特徴だが、双方訴訟代理人が選任されている場合に比べ、争点整理を行った期日には長時間を要する傾向がある。それから、書記官の執務量における本人訴訟の傾向だが、双方代理人が選任されている場合に比べて全体的な執務量が多い傾向にあるとされていて、その高い割合の順に、電話によるまたは窓口における手続についての問い合わせへの対応。訴状または答弁書等の書面作成についての助言。提出された書面の訂正等の依頼。訴状、準備書面等の提出された書類の送達、送付についての事務。提出書類の整理の順番で紹介されている。
- 第3に、本人訴訟の理由または動機についての分析がなされている文献があるので、紹介する。まず1点目は、佐藤岩男教授の「本人訴訟当事者の動機と評価」。これは若干古いですが、2000年の「民事訴訟利用者調査」の分析。「原告の本人訴訟当事者は、弁護士が付いている原告以上に訴訟に積極的・能動的な動機をもち、弁護士に依頼せず本人訴訟としたことについても主体的・自覚的な選択の契機が強いものに対して、被告の本人訴訟当事者の場合には、訴訟への期待はあまり高くなく、本人訴訟とした理由も、本人訴訟を自覚的・主体的に選択したというよりは、弁護士へのアクセス障害から本人訴訟に追い込まれたという受動的性格が強い傾向」と紹介されている。
- また、先ほどの「本人訴訟に関する実証的研究」によると、原告本人側の理由としては、高い順に、意欲が高い、能力に自信がある、費用対効果、経済的理由ということで、被告本人側の理由としては、高い順に、経済的理由、意欲が高い、費用対効果、能力に自信があるということであった。なお、この調査では、弁護士のアクセス障害、弁護士への不信を挙げた回答は少なかったと紹介されている。
- 最後に、以下は全くの私見だが、本人訴訟と裁判のIT化についてのコメントをさせていただきたいと思う。ただ、この会議での一つ一つの論点に直接答えるものではないので、その点と、全くの私見ということをあわせて御了解いただきたい。
- まず、全般的に申し上げますと、本人訴訟といっても、先ほど紹介したように、本人訴訟の理由または動機等からすると、経済状況や法的知識、訴訟の経験、IT知識やIT機器の利用環境等に相当の幅があると思われ、それぞれに対応した検討が必要ではないかと思う。
- それから、本人訴訟の理由、動機の分析を見ると、弁護士に依頼しない理由として、

経済的困窮による場合や訴訟への対応の意欲等に乏しい場合というのを想定することができる。これは原被告を問わないと思うが、これらの場合を代表として、IT機器の用意がなかったり、またはITを使いこなすことが難しい場合も多いのではないかと思う。さらに細かく言うと、用意がないIT機器の種類にもパソコン、スマートフォン、タブレット等のいろいろな場合があるのかと思う。裁判のIT化によって、裁判を受ける権利が害されないようにすべきである。そのための方策としては、資力が乏しい本人には、引き続き、法律扶助等による支援によって、代理人選任を誘引するとともに、同時に、なお本人で対応するものについては各種方策をとらなければ、裁判を受ける権利が害されるのではないかと思う。

- その際の方策としては、次のように考えている。まずe法廷については、例えば、最寄りの裁判所、地方公共団体、弁護士会または法律事務所等においてIT機器を使用させ、あわせて必要なときには、その使用の助力をする。e提出についても、例えば、弁護士会、法律事務所または司法協会等においてIT機器を使用させ、あわせて必要なときには、使用の助力をする。この支援を裁判所が直接行くと、その費用が訴訟費用や手数料に転嫁されるおそれがあると考えている。e事件管理についても、例えば、弁護士会や法律事務所等においてIT機器を使用させ、あわせて必要なときは、使用の助力をする。以上を通じて、費用の負担が重要な問題となるように思われ、本人が支払えない場合にはどうなるのかも論点として残るような気がしている。
- 続いて、本人訴訟の場合、これはIT機器を有しているかどうかということは問わないのではないかと思うが、実体法のほか、手続法についての知識または理解の不足があるのではないかと思われ、裁判のIT化の際には、これまでに比べて、後者の側面、すなわち手続法の側面での知識、理解の不足というものが裁判利用の障害となる可能性がないわけではないと思っている。この点の支援あるいは支援組織のあり方も検討する必要がある、さらには、この点で、非弁の問題が発生しないようにしなければならないと考える。本人によるIT機器の使用の際にも、IT面と内容面での支援の切り分けを図って、非弁の排除を検討する必要があると、最後につけ加えたい。
- 山本座長  
参考資料1として、日本司法書士会連合会から私宛てに意見書をいただいた。基本的にはIT化については全面的に賛成して、司法書士会としても協力をしたいという趣旨と承っている。参考にさせていただきたい。

#### (自由討議)

- 濱口先生が説明されたことと同じだが、私は、裁判を身近なものにするというのが大きな課題で、それなくしては今回のITサポートのメリットを享受する人というのは非常に限定的だろうと考えている。いろいろなアプローチの仕方があるかと思うが、裁

判に踏み切るかどうか本人が判断するための材料を提供してもらうということさえも今はできにくい。その弁護士が何が得意かもわからないという状況の中で、右往左往していることがあるので、ぜひその辺を同時に進めていただきたい。

- そして、ITサポートといっても、その質が非常に重要だと思うので、どのレベルの方に対するサポートなのかということを決め、単に使い方だけではなく、一つ一つの説明が同時に行われるのであれば、手続上、非常に便利になると思う。
- 今、ITツールとかりテラシーということがあるが、実際には、使っている方の裾野が広がっているとはいえ、スマートフォンでメールを見るだけという方が圧倒的に多い。そのようなレベルから今後少しは進んでいくと思うが、その辺をぜひ踏まえた上での検討をお願いしたい。
- ITサポートを行うのは誰かという問題だが、裁判所、法テラス、弁護士、司法書士、いろいろいらっしゃると思う。ただ、やはり法テラスや弁護士、裁判所というのは地域の中で数が少ないと思うので、例えば、消費生活センターなどは全国に800カ所ある。そのような市町のレベルでのサポートができるような体制がとられるといいのではないかな。
- ウェブ会議のサポートについてだが、これも裁判自体に慣れていない、かつITに慣れていないという前提で行われる。また、事案によってはウェブ会議になじまないようなケースもある。そのことを踏まえた上でのサポートをぜひよろしくをお願いしたい。
- 法テラスは、法律扶助等による当事者の支援をしているが、ITの助力というところでは、先ほどのお話で明示的には出てこなかった。法テラスは弁護士が結構かかわっていると思うので、法テラスについて、IT化との関係でどの程度現実的にサポート体制がとれるとお考えか、もし何かお考えがあれば伺いたいと思う。私は、法テラスはあり得ると思うが。
- 濱口弁護士  
私見だが、対応するような方向なのかと個人的には思う。
- 本人訴訟の問題はかなり大きな問題で、今、本人訴訟の割合、双方弁護士訴訟の割合の話があったが、もともと戦後、双方本人訴訟は少なく双方弁護士訴訟が多かった。昭和50年ぐらいで言うと50%を超えて双方弁護士訴訟だったが、それが次第に減っていった、「国民の司法離れ」と言われるようになり、それでは困るということで、民事訴訟の運営改善をして、現行民訴法ができた。その後、弁護士の数は増えたが、それほど双方弁護士訴訟は増えず、昭和50年ころには戻っていない。
- このような状況の中では、弁護士が増えても、一定の本人訴訟は残っていくということとを前提に制度設計を考えていかないといけないと思う。

- IT化に当たって、本人訴訟をどうサポートしていくかということになると、弁護士だけでそれをやっていくということは可能なのか。消費者生活センターのようなところはどのような役割を果たしていくのか。そのようなことも考えていかなければいけない。かなり広範にサポート体制を考えていかなければいけないと思う。
- もう一つは、サポート体制を作っても、やはりどうしてもITを使えないような人がいるということも考えていかなければいけない。ファクスも使えない、紙しか使えないという人もいる。それに対する対応も何らかの形で維持していかざるを得ないと思う。
- AIによって伝票の手書き文字を電子化するというソフトができてきているようだし、PDFだって正確にテキスト化することが可能になってくると思う。紙を完全に直ちに排除するというのではなくて、少なくとも皆が慣れるまでは受け付けるのだという姿勢をきちんと示しておかないと、反対という声が上がってくるのではないかと思う。
- アクセス権の管理の観点から意見というか、もしかすると質問になるのかもしれないが、今日、濱口先生から資料を提出いただくと同時に、司法書士連合会のほうからも資料をいただいている。濱口先生、あるいは先ほど意見を述べられた委員でも結構だが、本人訴訟の場合に司法書士が関与するときについて伺いたい。弁護士が関与する場合は、本人とは別に弁護士にIDとパスワードを付与することが想定されていると思うが、司法書士の場合はあくまでもアクセス権を与えるのは本人だけであって、その本人がもし司法書士に手伝っていただくのなら、言ってみれば本人のIDアカウントを司法書士と共用する形でアクセスするということが望ましいとお考えか、あるいは、司法書士が関与する場合には弁護士が代理人となる場合と同様、本人とは別に司法書士にも直接、IDとアカウントを付与することが望ましいということか。もし何か御知見があれば、実務に即して意見をいただきたいと思う。
- 濱口弁護士  
感覚的には、本人がしているので、直接ということは考えづらいと思う。
- 同じである。
- アクセス権をどこまで与えるかは、本人訴訟だけではなくて、弁護人がついている場合も当然問題となるところで、弁護人をさらに支援するパラリーガルや事務所の事務員等にどの程度までアクセス権を設定するかということがある。現場からの意見をヒアリングしたりして、私も考えさせていただきたいと思う。
- 藤田参事官（法務省大臣官房司法法制部）  
これまでは、民事訴訟における代理というと、どうしても法的側面の代理という概念

と結び付くので、弁護士なり司法書士の訴訟代理ということが念頭に置かれていたが、IT利用等の代理ということになると、従前の法的側面の代理とは違う意味合いが含まれるように思われる。先ほど法テラスに言及があったが、法テラスも基本的に法的支援・サポートを行う組織である。それとは違うIT面のサポートという、これまで法律専門家等が余りコミットしてこなかったサービスを、どのような担い手がどのように担うのかについては、新しい観点でその枠組みも含めて考えていく必要があると思う。

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）

アクセス権については、恐らくいろいろなバリエーションが論理上あり得て、それを法制度上どう考えていくか。そこの見直しまで踏み込むかどうかというのが大きな論点としてあり得ると思う。ドイツの例でも、弁護士本人のほかにアシスタントに権限を認めている部分、これもアクセスコントロールのレベルの範囲に応じて変えるというのもあり得るし、シンガポールのケースでも、弁護士ができるものと、事務所全体を管理して全てのものを見えるもの、そのような法律事務所単位、弁護士単位といったものもあり、ここは我が国に適したやり方をどう考えていくかという議論が別途あるのかと思う。

- あと、これまでラストワンマイルの議論を念頭に置いていたが、そもそもそうではない。ラストワンマイルかどうかは関係ないところの本人訴訟の問題があるという点を今回紹介いただいたのは、一つポイントなのかと思う。

- まず1点目だが、ITに余り通じていない方に対する支援のあり方について。支援のあり方としては、具体的には、IT機器を使っていただく、あるいは使用において何らかの助力をするということが議論されているが、いずれにせよ何らかの費用負担がどこかで発生することにはなると考えている。それを誰がどのように負うことが相当であるのかが議論の対象になっていると思うが、従来で言うところの裁判における本人の支援というのは、基本的には経済的に困窮している人を対象とするものと把握されていたかと思う。しかし、このITに対するサポートということ言えば、必ずしも経済的に困窮している人だけが対象ではなく、むしろITに通じていない方が対象になるということなので、支援を必要とする人の裾野というのはかなり広いと考えている。そうすると、そのような裾野の広い人々に対しての支援をすることができるものはどのような人あるいは組織なのかということを見ると、先ほどもお話があったが、かなり全国的にたくさん存在しているもの、私は法律事務所を主として念頭に置いているが、そうしたところが積極的にサポートしていくという形を目指すことが必要になるのではないかと考えている。

- 2点目だが、非弁活動の問題をどのように取り扱うのかということは極めて重要な問題であると考えている。今、アクセス権限についての話もあったが、非弁活動が横行

してしまうようなことになると、実質的には本人の裁判を受ける権利が損なわれていくことになりかねないので、注意をしながら制度設計をすることが必要だと考えている。

- 3点目だが、資料5の取りまとめの中では、争点整理や人証調べにおいてIT機器を活用して、効果的・効率的な取り進めをすることが言及されている。ただ、本人訴訟だと、そうしたIT機器を活用した争点整理や人証調べで理想的に考えられている姿というものをそのまま実現することは、現実的には期待しがたいのかと想着いて、そのような場合に争点整理や人証調べなどをどのように進めていくことが望ましいのかを考えるのも大きな課題になるのではないかと思う。
- IT面でのサポートは法的代理としてのサポートとはまた違った面があるという意見があったが、その通りで、IT面についてのサポートとITのシステムなどを利用した訴訟手続にどのようにサポートをしていくかという2つのサポートを切り離して考える必要があるのではないかと想着ている。IT面でのサポートというのは、IT機器の使用方法などITについてのサポートが重点的となると思うが、それだけにとどまらず、ITのシステムを利用した訴訟手続をどのようにサポートしていくのかという点についてもサポート体制を整備しなければいけない必要性が今後出てくると思われる。
- ITシステムを使った訴訟手続のサポートをすることは、システムの利用方法や、このようなことをきちんとシステムで行わなければ正式に訴えを受理してもらえないとか、そのような事項について法的代理とまではいかないが、IT化された訴訟手続についてのサポートをしていく必要が出てくるのではないかと思う。ここをきちんとサポートできるようにしておかなければ、例えば、法テラスにサポートをお願いするようになった時に、そこを区別してきちんと体制を整えなければ、IT面でのサポートに加えて訴訟手続に対してのIT面でのサポートまで、法テラスをお願いすることになり、非常に大きな負担になるのではないかと思う。
- 本日濱口先生に説明いただいた資料2ページの(3)の書記官の執務量における本人訴訟の傾向というところで、本人訴訟の場合、書記官の負担が非常に大きくなる傾向があると書かれていたが、今後IT化に伴い、よりサポートを必要とする本人訴訟の当事者が出てくると予想され、このサポートを書記官にお願いしてしまうと、裁判所の負担が非常に大きくなってくると思う。
- したがって、IT面での形式的なサポートと、法的代理とまではいかないが、ITシステムを使った上での訴訟手続のサポートをする必要が今後出てくるのではないか、これらのサポートを別個に、あるいは一緒にサポートするような体制が必要になってくるのではないかと思う。
- アクセス権の問題だが、韓国の実例では、事務職員は、代理人に紐づけられた親アカ

ウント、子アカウントのような形でアクセス権限を持っていて、事務職員の方独自のIDでログインをして、その自分が紐づけられた代理人の書類提出等を直接行える権限を持っているというスキームになっていたと思う。現実的に、ほとんどの裁判所システムの操作を事務職員にやってもらっているという韓国の弁護士もいた記憶がある。

- IT化は、今までの法律事務所での事務職員の書類作成、裁判所への運搬等の仕事をITで置きかえるという側面があるので、IT面のサポート等に事務職員の活躍の場が広がっていく必要もあると思う。法律事務所が、法的代理のほかに、IT面での本人サポートを行うという側面もあるのかと思う。
- 最近の法律事務所の広告を見ていると、皆さん非常に意欲的で、すごく独創的なビジネスをしている人が弁護士の中にもたくさんいる。弁護士会主導ではなくても、いろいろな弁護士が創意工夫でこのIT化をビジネスチャンスと捉えていろいろな業務を展開するという期待できるかと思う。
- その意味で、公的な支援がなくてもやっていける側面というのはかなり広がってくると思うが、それでもやはりこぼれてしまう人は必ずいると思うので、その場合は、公的な予算をある程度使ってサポートしていく必要も一方ではあるのだと思う。ただ、弁護士事務所や民間、消費者団体等々、いろいろなところがベストミックスで重層的に支え合っていけば、公的負担がそれほど莫大になるということもないと思うので、民間の努力と公的な努力を組み合わせようまくやっていけるのかと期待しているところ。
- IT面の支援と法律面の支援の切り分けが非常に重要だというのは、議論のとおりだと思う。この点について、IT面の支援を通して、実際には法律の支援もしてしまうような非弁行為の温床にならないように、これは十分に制度的には考えていかなければならないと思う。
- 裁判所の窓口での相談はなくならないと思う。裁判所に来て相談したいという人は多いので、IT化についても、近くで聞いて、それで済まないこともあると思っている。今の若い弁護士の中には手続を知らない人も多くいる。裁判所の窓口にはそのような人もきているわけで、裁判所が頼りにされるということは、IT化してもなくならないと思う。その場合に、裁判所がそれに対してどのようにサポートできるかということ、この体制づくりはきちんとやっておかないといけないと思う。
- ITサポートと法的サポートとは別物であり、ITサポートとは文字通りIT面での支援に限定されるべきものと思うが、サポートを受ける側がこの区別をきちんと理解できるとは限らない。ITサポートを受ける者が、法的アドバイスも含めた訴訟全般のサポートを受けられると勘違いして訴訟手続を進めてしまい、結果として意図しない形で訴

訟が進行・終結してしまうことが懸念される。IT面での支援に法的側面からの支援は含まれないという誤認防止対策が必要であろう。もし、誤認防止が困難ということであれば、法的サポートの提供者とITサポートの提供者を同一にする必要性もあるかと思う。

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）

本人訴訟のサポートのあり方はいろいろなやり方があるという議論がいままであったが、少し行政機関のほうの手續の例を参考として紹介させていただきたい。全てを行政機関がやるのではなくて、基幹的なシステムの部分を行政機関が用意して、それにAPI連携といい、APIという形で開放して、そこに民間の創意工夫を生かした使い勝手のよいサイト、非常に機能を何かに特化して、クリック数回で手續がわかりやすく進むというようなサポートというか、そのようなサービスを提供している例がある。そちらを裁判に当てはめるとどうなるのかは、別途整理が必要だとは思いますが、全てを国の機関なりが抱え込む必要もなく、その創意工夫の余地をどこまでどう考えていくか。先ほど、法律事務所がいろいろされているという話もあったが、そのようなところも、今、行政で起きているところも参考にし、どう考えていくかも大事な視点ではないかと思う。

### 3. 裁判手続等のIT化の今後の進め方について

- 山本座長

次は、裁判手続等のIT化の今後の進め方について。前回、委員から、最高裁判所はIT化に今後どのように取り組んでいくのか質問があったと思う。それを受けて、まず初めに最高裁から説明をいただく。

#### <「民事訴訟におけるITの活用に向けて」（資料2）について最高裁より説明>

- 成田課長（最高裁判所事務総局民事局）

本検討会での議論を受けて、IT化についての基本的なスタンスや今後の取組として考えているところを説明したい。

- 資料2の3ページのイメージ図見ていただきたい。これは全面的なIT化が完成した後の民事訴訟のイメージを示したもの。ここにあるように、最高裁としても、この検討会で御議論いただいた「3つのe」を実現できればと考えている。

- 概要だが、まず、e-Filingについて。このイメージ図では、上段の原告及び下段の被告と中段の裁判所との間をつなぐものとして図示している。訴えの提起を含む当事者からの主張や証拠の提出など、全てオンラインで行うことをイメージしている。訴訟記録の完全なペーパーレス化や訴え提起手数料などの電子決済が実現されれば、利用者の利便性の向上はもとより、裁判所の事務の合理化にもつながると考えている。

- 次に、e-Case Managementについて。イメージ図では、中段の裁判所の部分で、受付から判決言渡しまで裁判所の手続全体をカバーするように青色で囲んで図示している。オンラインで事件情報へのアクセスができるようになれば、今よりも当事者の利便性が向上すると考えられる。
- そして、審理手続において重要な機能を果たすのがe-Courtになる。イメージ図では、中段の裁判所の部分で、審理手続の実質部分をカバーするように緑色で囲んでいる。第1回口頭弁論期日の段階、争点整理段階において、ウェブ会議という審理手続の参加方法のメニューを増やすことにより、当事者の出頭の負担をなくし、早期の紛争解決につなげていきたいと考えている。
- 2ページに戻っていただきたい。「3つのe」の実現に向けて柱として考えているところをここに掲げた。1本目の柱は、当事者の利便性向上と効果的な争点整理の実現で、主にe-Courtの部分に関係する。後ほど補足するが、審理手続においてウェブ会議を活用することにより、当事者の出頭の負担を軽減するとともに、効率的で充実した争点整理につなげることを考えている。
- 2本目の柱は、早期の実質的審理の実現。本検討会においても、第1回口頭弁論期日に当事者の一方が出頭せず、形式的な期日になることがあり、出頭が負担であるという御指摘があったところ。この点、IT技術の活用により、被告の応訴意思や反論内容をオンラインで事前に確認し、争いのある事件については、早期に実質的な審理に入る一方、争いのない事件については、当事者が出頭しなくても迅速な解決を図れるようにすることが望ましいと考えている。
- 3本目の柱は、手数料等の電子決済化。現在は、裁判所に訴状を持参又は郵送で提出して訴えを提起し、その際に手数料を収入印紙で納付したり、訴状の送達等に用いる郵便切手を予納し、これが不足すれば追納したりする必要があり、相当煩瑣な事務となっている。訴えの提起をオンラインでできるようになり、手数料納付などを電子決済で行えるようになれば、当事者の利便性を大幅に高め、裁判所の事務の効率化も図ることができると考えられる。
- 4本目の柱は、訴訟記録のペーパーレス化。e-Filing、e-Case Managementに関するもので、手続全般にかかわるもの。こちらが実現できれば、書類保管のコストがなくなる上、24時間365日、どこからでも訴訟記録を閲覧し、進行状況を確認することができるようになる。
- また3ページに戻っていただきたい。以上を柱として、ここにあるようなIT化された民事訴訟手続の実現に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えている。
- ところで、説明したことの多くは法改正などの制度改正や相当規模のシステム開発を必要とするし、これまで積み重ねられてきた民事訴訟の実務運用、プラクティスに大きな変容をもたらす。もっとも、先ほど2ページで1個目の柱として掲げた当事者の利便性の向上と効果的な争点整理の実現については、現行法の下でも争点整理にウェ

ブ会議を活用することでかなり前進させることができるのではないかと考えているので、制度改正やシステム開発を待つことなく、速やかに検討に着手し、プラクティスの改善を図っていきたいと考えている。

- 4ページを見ていただきたい。本検討会でも、当事者の期日への出頭の負担についての指摘とか、争点整理が主張書面の応酬に陥り長期化しがちであるという指摘をいただいている、裁判所としても強い問題意識を持っている。この点、ウェブ会議を活用することができれば、当事者の出頭の負担が大きく軽減されるし、より柔軟な期日指定が可能になるので、タイムリーに口頭議論の場を持つことができる。また、そのような場で口頭議論を十分行って争点を整理し、事案の解決にとって重要な情報を厳選して裁判所と当事者との間で直ちに共有することができるようになれば、より効率的な争点整理の実現につながることも期待できる。その結果、民事訴訟手続全体の満足度を一層高めることにもつながるのではないかと考えている。
- 現在、最高裁では、ウェブ会議を活用した争点整理の試行を速やかに行うことを検討している。将来的に訴訟記録のペーパーレス化が進めば、オンラインで共有する主張や証拠を関係者が同時に画面で見ながら口頭で議論を行うなどし、争点整理をさらに効果的なものとするようなプラクティスにつながるものと考えている。
- 以上が、IT化について考えているところ。民事訴訟手続の全面的なIT化を進めるに当たっては、大きな制度改正やシステムの開発が必要となるし、本検討会でも議論いただいているとおり、情報の流出防止を中心とする情報セキュリティ、本人訴訟を念頭に置きたいいわゆるデジタルデバインドへのサポートの確保といった課題がある。
- 最高裁としては、本検討会での議論を踏まえつつ、今後、関係機関と連携・協力し、IT化にふさわしいプラクティスを追求しながら、「3つのe」の実現に向けて取り組んでいきたいと考えている。
- 山本座長  
最高裁判所としてここで議論されている3つのeについて積極的に取り組んでいただけるといふ決意表明というか、御説明であったかと思う。

<「「3つのe」の実現にむけたプロセスとアプローチ」（資料3）、「裁判手続のIT化の主な内容」（資料4）について事務局より説明。>

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
今回の検討は、裁判手続等のIT化は、日本再興戦略で設定されたKPI、世界銀行の事業環境ランキングで2020年までに先進国3位を目指すということを念頭に実施時期を検討していかなければならない。その上、IT技術は陳腐化のスピードが速く、検討に時間を費やし過ぎることは不適切な側面もある。今回の取りまとめがされた後、4月以降、法務省では法制審も含めて今後の検討の場、その段取り、手順をどのように

考えていかれるのか。今後、法改正をして制度的見直しを実現する時期の目安、目標というものは政府として考えていくべきということだが、まず、法務省としてどのように考えているのかについて議論をいただく必要があるのではないか。

- 山本座長

4月以降、この検討会の議論をどのように受けとめ、どのように検討を進めていくか、法務省からコメントをお願いします。

#### <法務省発言>

- 藤田参事官（法務省大臣官房司法法制部）

この検討会で精力的に御議論いただき、大きな方向性もかなり明らかになってきているところであり、その御尽力に感謝申し上げたい。4月以降の検討枠組みとしては、まさにこの検討会で議論いただいた問題や課題を受け継いで、その実現に向けて実務的検討を行う受け皿が当然必要になると考えている。具体的には、法曹実務家を中心に、役所で言うと法務省と最高裁において、裁判手続のIT化のさらなる推進に向けた連携・協議を行う場を設ける予定。

- 4月以降、法務省では制度設計の在り方を検討することになるし、最高裁では司法の営みとしてシステムや事務処理体制等の諸課題の検討を行うと承知しているが、それぞれの取組がばらばらに進められることなく、相互に必要な連携を図るための連絡協議の場を設けることを考えていきたいと思っている。この3月に、この検討会としての取りまとめをいただいた後に、実務家主体の検討や先ほど申し上げた連絡協議に取り組んでいきたいと考えている。

- 内野参事官（法務省民事局）

今、藤田参事官から、そのような連携体制という話もある中で、既にこの検討会の議論の中でも、典型的には裁判の公開原則であったり、直接主義といったような口頭弁論の諸原則にかかわるような理論的問題という点も指摘を受けたように認識している。

- このように、理論的な問題もあるものと認識しており、後の議論を効率的に進めるためにも、やはり一定の整理が必要なのではないかという印象を受けている。

- そうすると、あくまで一般論だが、そのような法律上の論点を専ら検討する場として、研究会などがよく行われているという実情があるが、そのような場において法制上の問題点・解決策を見出すための適切な準備を図り、法制化につなげていくということが一つの方法論としてあり得ると考えている。従って、担当の部局としては、そのような準備も含め、この検討会の取りまとめの方向にのっとった形で誠心誠意努力していくということになるかと考えている。

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
恐縮だが、ぜひ、法改正をして、制度的見直しを実現する時期の目安、目標についても発言を賜ればと思う。
- 山本座長  
可能な範囲でお願いします。
- 内野参事官（法務省民事局）  
まずは、この検討会における議論の内容がどのような形で取りまとめられるのかというところにもよるが、一般に、法整備の時期は様々な事情によるものと思われるため、今ここで具体的にその時期を申し上げるのはなかなか難しいものの、可能な限り早期に実現できるよう努力してまいりたい。

#### （自由討議）

- ウェブ会議等のe-Court先行というのは、法制上このようになるのはやむを得ないと思っているが、ただ、争点整理などを実際に電子化していく上で、現在の電話会議をテレビ会議にするだけでは効果的な争点整理手続の改善にはならないと思っている。このためには、いわゆるe-Filingに属するような、いろいろな電子ファイルの共有だとか、共有された電子ファイルの各当事者及び裁判所での扱いとか、そういうものがどうしても重要になってくると思う。
- そうすると、資料4の2ページでフェーズⅠとして一本の矢印になっているが、このフェーズⅢが走り始めてからのフェーズⅠとその前とは、かなり色合いの違ったものになってくるのではないかと思っている。一色で、このあたりでe-Courtができてしまって、かなり良くなるということではなさそうだと思う。ここのフェーズⅢとの関係とか、そういうことを十分踏まえた上でどのように実現していくか。そういった枠組みを考えていていただきたい。
- まず1点目は、先ほど法務省から説明のあった、今後、4月以降の検討のあり方について。先ほどの説明では、法務省と最高裁とでそれぞれ課題について検討を進めていくということと、それから法務省と最高裁の間で連絡協議の場を設けるということがお話しされたかと思う。裁判手続等のIT化については、利用者目線で進めていくということが非常に重要であると理解しているので、その協議の場において、最大の利用者と言ってよいと思うが、弁護士あるいは弁護士会のかかわりというものを重視していただきたい。
- 資料3の2（1）だが、ここでは弁護士等の法律専門家について、IT化された手続を段階的に導入し、電子化を実現していくこと等も考えられるのではないかと言及され

ている。全般的に弁護士等の法律専門家について書かれている中で、この段落の中の下から2行目だけ「官公署等」というのが、ほかに言及がない形で入っていて、ちょっと国語というか、文章として読みづらいものになっているのではないかと。

- ここに関して実質的に疑問を感じているのは、弁護士等の法律専門家について、IT化された手続を段階的に導入するということの意味を少々つかみかねているところ。官公署については、被告になる場合に電子的な送達を受けるということを制度的に確保するということは議論があったかと思うが、弁護士などの法律専門家というのは、この場合には代理人として活動することが主に念頭に置かれていると思うので、そういう立場で裁判手続に関係する者について、IT化された手続を段階的に導入するというのは、具体的には何を意味されているのかというのは明確にする必要があるのではないかと。
- 個人的には、弁護士など法律専門家が代理人として活動する場合には、IT化された裁判手続を十二分に活用することができるような体制を整えていくことが必要であるということはもちろんそのとおりだと思うが、それは弁護士に対して何か義務を設定するとかということではなくて、弁護士会を中心として、弁護士に対する研さんや研修などを通じて、ほぼ全ての弁護士がIT技術を使った裁判手続において十二分な活躍ができるようにし、国民の期待に添うことができるようにしていくことが望ましいものであって、それ以外の何か段階的な導入というのは少々意味を理解しかねているところ。
- 3点目だが、資料3の2ページ目の(2)のところ。ここでは民事訴訟事件のうち、全ての事件類型についてIT化の推進が期待されるのではないかと書かれている。ただ、その後「もっとも」ということで、導入のプロセスにおいては、特定の庁であるとか、知的財産など特定の分野を取り扱う専門訴訟からの段階的实施が言及されている。特定の庁についてはよいが、専門訴訟からの段階的实施ということに言及すると、全ての事件類型の民事訴訟手続において導入するということとどういう関係になるのかというのが読み手には少しわかりづらいのかと思う。
- 私の理解では、ここで特に知的財産訴訟が言及されているのは、それがIT化された裁判手続に親和的と考えられるからであると思っているので、そのような理解でよいということであれば、この知的財産について言及された理由について、若干説明を補足したほうがよいのではないかと。
- 藤田参事官（法務省大臣官房司法法制部）  
委員から御指摘のあった1点目の検討の枠組みだが、4月以降の検討の場では、実務家として弁護士または日弁連にも制度の利用者として中核的に議論に加わっていただくのは当然のことである。先ほど、役所としては法務省、最高裁が念頭にあるという趣旨で申し上げたが、引き続き、弁護士や日弁連の皆様の精力的な取組と関与をお願い

いしたい。

- 立法化の関係だが、今、話されたような形で立法化の検討をされるというのは非常によくわかるが、基本的に、トータルでみんな一度に立法化するという議論になるのか、それとも先行しているe-Courtの部分だけでも早く立法化して、e-Courtを拡張した形で、使いやすい形で利用できるようにするのかという2つの方法があると思う。
- e-Filingに関して言えば、これはさまざまな法律的な問題を含んでいて、今、議論になっているような記録の閲覧だけではなくて、例えば書記官による公証、つまり調書の問題も含んでいると思う。記録が電磁化されるということになれば、電磁記録を公証することになり、従前の形の公証、調書については、恐らくまた考え直さなければいけないだろう。そのように、e-Filingにすることによって民事裁判の基本的なところをもう一回考え直さなければいけないことがとても多いと思う。
- 一方で、e-Courtのほうは、既に遠隔裁判というものが実現しているので、実現している遠隔裁判の枠内で物事を考えられる。例えば、テレビ会議で証人尋問をしているが、これは現在の規則では、特定の裁判所に証人が出ていくという規則になっている。テレビ会議だけでなく、ウェブ会議も利用できるようにして、この規則を現在の鑑定人質問の規定と同じように相当と認める場所でできると変えれば広がりが増え、利用しやすくなることになる。
- その意味で、やりやすい部分がe-Courtに関してはあるが、e-Filingに関しては、さまざまな法律的な隘路があるとともに、本人訴訟の対応という問題がある。e-Courtについては、別に本人訴訟は、できない人はe-Courtを使わなければいいというだけの話だからいいが、e-Filingについては、本人訴訟もe-Filingのほうにきてもらわなければいけないということが起きてくると思う。その対応、体制整備をしていく必要がある。
- そのような法律的・体制的な問題とともに、これを議論しているうちにどんどん技術が進歩していくという問題もある。例えば、韓国のような大きなシステムをつくって、多くの人がそのシステムの管理に従事しているという形のものをつくるという選択肢だけでなく、クラウドコンピューターがカスタマイズしやすくなってくれば、それを使うというような選択肢も出てくるだろう。AIをどこで使うかという問題もある。例えば、訴状審査の段階でAIを使うということが考えられるが、それ以外にもAIを使える場面はいくつも考えられる。AIを使った音声のテキスト化やAIによる外国語の翻訳、通訳を組み込んだ形で審理・記録を考えていくということになる可能性もある。このように、法律・体制の議論をしているうちに技術のほうが進んでいってしまうということだってあり得るので、そこの部分とe-Courtの部分は切り離して考えるべきではないかという考えを基本的には持っている。e-Courtの部分は、立法はそれほど時間がかかるわけではないので、早く立法して、広くe-Courtが使えるようにする。そして、国民がより利用しやすい裁判が目の前に見えるという姿を示して、片方で

e-Filingの手続を進めていくというほうが、国民に対するアピール力があり、e-Filingの推進力にもなると思う。

- 全部一緒にやろうと思ったら、5年後も同じことをやっている可能性があるのではないかと危惧している。
- それから、資料3の最後あたりに特定の庁から実施開始と書いてあり、特定の庁の中に大規模庁と書いてあるが、大規模庁を最初にやるというのはとても大変なことで、裁判所に事件管理システムを導入したときも中規模庁から始めて使い勝手を見たということがあるので、大規模庁と書かなくてもいいのではないか。特定の庁、パイロット庁でいいのではないかと思う。
- 先ほどからスケジュール感の話がある程度出ているかと思うが、段階的に、すぐに改正できるものから、それを例えば2年とか3年でやるという方法は十分あり得ると思う。しかし、全部を例えば2020年あるいは2020年度までにとなると、あと3年である。そうするとちょっと、普通の民事訴訟法の関係の改正過程でいくと、この改正はオンライン申立てまでいくと相当な話になってきそうな感じがするので、期間として短すぎるのではないかという気がする。民事訴訟法という手続の基本法の改正となると、利害関係人としていろいろな方がいて、弁護士など、いろいろな意見を持たれる方が多くいらっしゃると思う。
- それから、民事手続法の研究者なども、理屈のことをいろいろと言われる方がいらっしゃると思う。思わぬところから、余り急いで法律を生煮えで作ってしまうと、後でそれに基づいて裁判をしたときに憲法違反だとか言われて最高裁が忙しくなるとか、そんな話になりかねないところがある。そのような意味では、例えば3年以内に全部みたいな話というのは、少なくとも感覚的にはやはりちょっと難しいのではないかというのが私の思うところである。
- ウェブ会議とかテレビ会議に関して、現行法でやれるところをまずやってということはずぐにできると思うし、システム開発をされて、ある程度そういうのを拡充していったって、いろいろ予算が要ると思うが、たくさんの画面を映してみんなで見やすいようにするみたいな話もあると思う。しかし、さらに、ファイリングについてのシステムとかまで全部きちんとやるという話も含めて手続を変えていくとなると、やはりある程度慎重な対応が要るのではないかと思う。
- まず、迅速に進めることには賛成をしているので、決して足を引っ張るものではないということをお伝えしたい。その上で、政府や法曹関係者にとっては非常に重要なテーマではあると思うが、一般の国民にとっては日常的に必要なないので、全然緊急の課題ではない。だから、取りまとめ案のほうに待ったなしとか書いてあったけれども、ちょっと違和感があった。

- 例えば、成年年齢引き下げと同様と思うが、国民によく周知せずに、目的であるとか必要性を理解しないままに事が進んでしまうということは、結果的にその後の反発が出てくるとか、利用に繋がらないということが懸念される。この会議自体も非常に公開度は低いと思うし、私の周りぐらいしか消費生活相談員も知らないという状況。この報告書が出るとか、こういう機会がせっかくあるのだから、これを機に、広報、情報提供を十分にさせていただきたいと思う。
- その上で、国民に対するさまざまなサポートを「見える化」していくということを同時にさせていただくことで、国民全体が受け入れられる土壌をつくることになるのではないかと思うので、ぜひその辺は、お願いしたい。

### <平岡委員補足説明>

- 平岡委員  
参考資料2に「3つのeの実現の手順」という個人的な案を示した。
- 「3つのe」の実現方法について、資料3の1(3)にe-Courtの先行実施と書かれているけれども、先行というと、まずe-Courtを実現した後に、e-Filingに着手するというふうにも読み取れてしまうが、そうする必要はないのではないかと。e-Filingも法整備を含めて検討は着手は始めていただきたい。
- 同時に進めて何かマイナスになることもなくて、個人的な意見としては、e-Filingとe-Courtの両方がないと効果的な争点整理は進まないと考えている。参考資料2の下のほうに書いたが、争点整理においてe-Courtを使って頻繁に期日を開いて討議をしていくと、その際に検討される材料となるのは、裁判所と当事者、代理人が双方で同じ争点整理表といったものが想定される。とするならば、争点整理表がデジタル共有されていないと、十分な討議ができないので、e-Courtを効果的にするためにはe-Filingも必要になるのではないかと思う。
- もしe-Filingがないと、e-Courtで取り扱う文書を電子メールで送ることが想定されるが、そうすると、誤送信とか、なりすまし等のセキュリティのリスクも生じる。証拠書類等々も送ることを考えると、電子メールで添付できる容量というのは限界があるので、そういったものが制限されるという問題がある。
- また、書面をアドホックに個別に電子メールで送ることになるので、何がやりとりされたのか、何を受け取って、何を受け取っていないのかがわからなくなって、管理が難しくなるということもあり得る。要するに、e-Case Managementの対象にしにくくなるということ。
- e-Filingについては、日本は10年から20年おくられているというのが現状だと思うが、ここでe-Courtを先行実施して、e-Filingはその後でやるとなると、また10年おくれ、完全に世界に取り残されてしまうのではないかという危惧をしている。韓国も、今年からは同じe-Filingでも、さらに提出するものは必ずテキスト形式にすることになっ

ている。今までは、PDFは絵みたいなので、テキストを取り出してということができない形式のものが多かったが、PDFで出す場合にもテキストが読める、テキストリーダーダブルなものを出せというふうにかじを切ったと聞く。裁判文書をデジタル化して、それを高度活用するというのは、世界的な潮流になっていて、先ほどちょっとAIの話も出たが、蓄積された情報を分析して、より充実した判決を書くということも今後、視野に入ってくると思う。そのためにはe-Filingがないとできないと思うので、ぜひとも一体での検討と構築の着手はしていただかないといけないのかと思っている。

- もちろん、法制面で検討する課題が多いというのも当然のことで、難しいのはわかっているが、だからといって、今から始めないという理由にはならない。歴史的に見ても、2001年に司法制度改革審議会で裁判所の訴訟手続をIT化することの計画を策定・公表すべきであるという指針が出て、その後すぐに2004年には民事訴訟法の改正で132条の10というオンライン申し立てに関する規定ができた。それを踏まえて、2006年、2年後にはオンライン特則の手続が開始されているというふうに、結構テンポよくe-Filingに関しては進んできた。ところが、そこでびたっととまってしまって、その間にどどっと他国に追い越されたというのが実態になっていると思う。なので、法整備が難しいのはわかるが、既に法整備に着手されたはずなので、それは続けていただくという趣旨ではできるはずだと思う。ぜひやっていただきたい。
- それから、技術的にいろいろと複雑なシステムになるのではないかというのもあるが、そこも昔の大規模開発というイメージがどうしてもあるかと思う。韓国も恐らくそのように造ったと思うが、今は時代も変わってきていて、プロトタイプとか、デモ的なものを創っていき、それを試して使い、それを拡張していくというようにつくり方がどんどん進んできている。プログラム製作も自動化がどんどん進んでいて、余り人間が関与しないでテストなども自動でできるということが行われている。いわゆるアジャイル開発と一般的に言うが、その手法で、部分に分けてどんどん造っていく。やり方についても、特定庁とか特定の裁判所での試行というのがあったが、まさにアジャイル的につくって、そういうところで試しに使っていくということも考えられると思うので、ぜひ技術的な面、法制面について着手をしていただきたいと思う。
- それから、普通の国民には裁判は関係ないのではないかという話もあったが、この取りまとめ資料にもあるように、年間に14万件も通常訴訟はあるわけで、その方たちにとってはやはり使いやすいシステム、司法制度というのは喫緊の課題になっているはず。さらに、14万件というのは訴訟になった案件だから、潜在的な、本来は訴訟で解決すべきなのに、使い勝手が悪いから使わないというのものもあるはずなので、やはり国民的な課題であることは間違いのないと思っている。
- 山本座長  
今の御趣旨だが、資料4を見ていただくと、フェーズⅠからフェーズⅢには分かれて

いるが、この「検討・準備」と書いてある矢印の出発点は同じところから伸びており、フェーズⅠができるまで、例えばフェーズⅢは検討・準備を行わないという趣旨ではないという前提での説明であったと理解をしているので、平岡委員が言われたこととそれほど違うことをこの資料4が書いているというふうには、私は思っていない。

- 藤田参事官（法務省大臣官房司法法制部）

ただいま座長に整理いただいたとおりであり、この検討会で御議論いただけてきた「3つのe」をいずれも目指していくというのは、先ほどの最高裁のプレゼンにもあったとおりに思う。ただ、その成果のあらわれ方や実現時期に少し段階があるのではないかとということが1点。

- もう1点は、e-Courtを最初に実施するとして、e-Courtがいったん実施できたらそれで終わりかというものではなくて、ほかのe-Filing等の導入や進展にあわせて、e-Courtの方も改善・発展していくということが期待される。そういう前提で御議論いただくのが、「3つのe」の関係として適切と思われる。

- 私も、e-Courtだけを先にやって、e-Filingについてはその後に手をつけるということを考えているわけでは全くない。法律のでき方としては、先にできるものから法律をつくってしまったらどうかというのが私の考え方。全体をトータルでやるということになれば、各界の意見照会とかさまざまな手続をやっていかないと最後の法律に行き着かない。そうなる目目の前にあるe-Courtが動いていかないとということになるので、e-Courtは先に動かしたほうが良いと思っている。

- 私もウェブ会議・テレビ会議等の運用から先行実施していくことに賛同する。

- 平岡委員発言のとおり、世界的に見ると、e-Filingの点においては、日本は10年どころか20年ぐらい遅れているのが現実だと思うが、その中で、ウェブ会議やテレビ会議等の先行実施から始めるということに関しては、私がこれまで調査してきた諸外国については、あまり見られなかった。おそらく、アメリカにしても、イギリスにしても、民事事件でも陪審制があるということが、ウェブ会議等が活発に利用されない一つの要因ではないかと考えている。陪審制があるということは、事実認定に関して法廷で裁判を行い、陪審員にアピールをすることが必要になってくるため、ウェブ会議を利用するということが世界的に見てもそれほど多く利用されていないのには、やはり陪審の影響があるのではないかとと思う。その点、日本は、民事に関して陪審制はなく、かつ期日において書面の応酬がなされて裁判が進んでいるという点において諸外国と大きく異なっている。その点を踏まえると、日本特有の訴訟手続の特徴として、ウェブ会議等が訴訟手続の中で利用しやすい環境にあるということを生かして、民事訴訟手続の中でウェブ会議やテレビ会議の利用からIT化を進めていくという

のは、日本独特のやり方としてよいのではないかと考えている。

- そうすれば、これは理想であるが、まず最初にウェブ会議などの利用が少しずつ実務家に普及してくると、恐らく、例えば、ここで訴訟記録が電子化されていけばもっと便利になるだろうにといった、ウェブ会議の利用の中でそういった希望や要望がだんだん出てくるような環境になるのではないか。そうすると、意識改革の点からしても、次のe-Filingの部分に実務家の意欲や、実務の変更に御協力いただけるような意識改革も自然となされていくのではないかと思う。なので、民事訴訟のIT化においてウェブ会議等の実施から進めていくというのは、日本独特のやり方として、よいのではないかと考えている。
- 私も、e-Courtの先行実現を目指すというアプローチに賛成する。費用削減や審理効率化というメリットは、一件一件を見ると小さいかもしれないが、中長期的、あるいは、日本全体で見ると、大きいと思う。
- 訴訟で電話会議を利用することは珍しくないし、社内外の会議でテレビ会議を活用する例も増えてきているので、e-Courtは企業から違和感なく受け入れられるのではないか。
- あえて課題を申し上げるとすれば、e-Courtにおいても、非公開で開催されるべき手続については、その非公開性を確保するべきであるし、訴訟にふさわしい静かな環境で開催されるべきであるが、これらは、裁判官の訴訟指揮など運用面で解決できると思う。
- e-Filingとe-Courtを同時に始めるべきか、それともe-Courtから先行するかというのはいろいろ議論があるところかと思うが、セキュリティの観点から見ると、常にe-Case Managementと連動しているという点に十分御留意いただきたいと思う。既に裁判所の内部で単純な給与とかそういうシステム以外に、訴訟の管理に相当数のシステムが使われていて、例えば民事訴訟で言うと、民事裁判事務支援システムというものが使われているなど、各種資料が公開されている。これらのシステムをどのタイミングで新しいシステムに完全にリプレースするのか、それとも当分、新システムの下に接続することにして、あるタイミングで一斉にリプレースするかのかという基本的な設計を同時にする必要がある。そうしないと、後づけでいろいろなシステムを統廃合すると必ず脆弱性を生むし、運用上もいろいろなトラブルが起きやすい。
- したがって、システム側で、どのタイミングで、どの機能をぶら下げるのかということを経済省と最高裁で十分検討しながら進めていただきたいと思う。
- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
指摘があったKPIの考え方。これまで達成か未達成かの2つで評価をしてきたが、こ

としからその度合いを変化させて見るということをはじめた。2020年までに実現できているか、できていないかという評価だけではなく、少しそこは段階的な評価も当然あり得るというふうには考えているが、議論を尽くすという言葉で遅れていくということもあるので、そこはある程度、期限の目標、目安を置いて、計画的に考えていくことも大事かなと思う。

- 平岡委員から指摘があったように、アジャイルというのがITの世界で今、キーワードで、行政機関もアジャイルなシステム開発をしていかないといけないという問題意識を強く持っている。特に、これもこの業界のはやりという意味では、ベータ版を先に出して、まずやってみる。完璧なものをできるのを待ってから提供するのではなくて、まず提供して、それをトライアルしながら次にアップデートしていくというのがITの世界では特に出ているということで、法制度がそれに馴染むかどうかというのは別途議論があるが、見直し規定というようなやり方もあるし、国会運営をどう考えていくかというような論点も別途あるので、そこは今後いろいろと議論を尽くしていく必要もあるだろうし、議論いただく点ではないかと考えている。

- 山本座長

私自身も、平岡委員が先ほどご指摘になった司法制度改革以来の経緯に鑑みた懸念というのは基本的には共有をしている。今、川村参事官からも話があったが、もちろん法律の制定というのはさまざまな不確定要素があり、また慎重な検討が当然必要などころではあるが、できる範囲で一定の年限というか、目安というか、見通しというか、あるいはプロセス管理というか、そのようなものを示すことは、この検討会としては必要なのだろうということは私も考えているので、ぜひ関係各省においては、それに向けて努力をいただければと私としてもお願いをしたいと思う。

### 3. 「裁判手続等のIT化取りまとめ骨子案」（資料5）について事務局より説明。

#### （自由討議）

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）

情報公開の程度が低いという指摘を踏まえて、この取りまとめ案、今回全体が出てきたところなので、あと最後の回に出てくる資料、取りまとめ最終案を活用して、さらにPR、IRを国民の皆様ちゃんと届くように、企業の皆様にちゃんと届くように、きめ細かい対応を図っていきたいと考えている。

- 山本座長

最後の点については、ぜひ私からもお願いをしたいと思う。

- この全体について議論をいただく時間は今日はとれない状況。次回、最終回だが、幸いなことに少しそれまでの期間がこの間あるので、恐縮だが、各委員からそれぞれこ

の報告案についてお気づきになった意見、あるいはここは訂正すべきだというところがあったら、事務局に御意見をお寄せいただいて、それも踏まえて事務局のほうで最終案を作成いただいて、最終回、御議論をいただくという手順を考えている。

- 本日は、報告書の4ページで、これも今後の進め方に関係するわけだが、ほかの手続との関係。民事執行とか倒産等との関係で、これを同時並行で検討を進めるべきか、あるいは民事訴訟本体の検討を踏まえて検討する。その意味で、これも段階を設けるか。このあたりについて、もし委員の御意見があれば、ぜひ伺いしておきたい。
- 私は、これはまず民事訴訟を先行させて、それから執行、破産を考えるということにすべきだと思う。というのは、民事訴訟だけについても、法改正の議論は大変な議論をすることになると思う。執行は執行で、IT化に伴ってまた別の議論をしなければいけない。倒産も倒産で、また別の議論になると思うので、これを一緒にたに議論するととても無理だろうというのが第1。
- もう一つは、IT化に伴って業務分析をしないといけないと思う。書記官の役割、裁判官の役割、当事者の役割というのをもう一回見直していかなければいけない。これは民事訴訟と執行、倒産では、業務分析の仕方がまるで違うだろうと思う。
- 3番目はセキュリティの関係で、民事訴訟については公開を前提とした手続だから、セキュリティをそれほど厳しくしないで実行してみて、問題があるかどうかということを確認して、非公開の手続である執行や破産のセキュリティを考える。これが妥当ではないかと思っている。
- 私も、結論としては同じで、訴訟についてだけでも本当に大変なので、そちらをまず先行させるべきであり、民事執行や倒産手続については、訴訟についての成果をかなり生かせると思う。訴訟についてきちんとやっておけば、執行や倒産は、ある程度その成果を踏まえた議論がしやすくなると思うので、将来的にはやるべきだと思うが、順番としては、やはり訴訟が先かと思う。
- ちょっと気になるのは、判決が電子化されるということで、債務名義のうちの一部については電子化されることになるが、それについて執行で申立て時にどういう方法で使うのかといったことである。執行文の付与等に関する技術的な問題などもあるかと思うが、いずれにせよ、調停調書や公正証書といった、紙の債務名義が別途あるので、判決が電子化されるから民事執行も電子化だというような話には直接にはならないと思う。
- 私も、基本的には通常訴訟を先行すべきというのは賛成。参考資料2にもその点が書かれているが、第1次でe-Filingを3つに区分けしていて、最初に全ての民事訴訟を

対象にした従来型の書面をファイル登録システムに登録して共有するというやり方をまず進めて、その後、類型的な項目がある家事等をフォーム方式で、入力する場所が決まっていた、そこに情報を入れていくというやり方。これはシステム的にも作り込みが必要なもので、それを2次でやり、最終的に、今、特許庁でやられている書面にXMLタグをつけていくようなやり方。これは利用者の習熟も必要になってくるということで、3段階で進めることが原則になると思う。

- ただ、1つ言えるのは、韓国は、私が書いた第1次のファイル登録システムというやり方を全ての訴訟領域に及ぼしている。要するに、今も破産だったら破産申立書という紙を出していくし、執行も民事執行申立書をつくっている。だから、それらを通常訴訟と同じように紙にして放り込むという、ある意味シンプルな形を考えれば、そんなに訴訟制度がそれぞれ違うからおくらせないといけないということもないのかもしれない。なので、選択肢としていろいろあるということも念頭に置く必要があるかなと思う。
- 私も結論としては、民事訴訟からIT化を始めるということについて異論はないが、理想としては、最もIT化のニーズが高いと考えられるのは、倒産手続であり、中でも再建型倒産手続に関してはIT化のニーズが非常に高いと考えている。一般の民事訴訟と異なって、倒産手続、特に大型の再建型倒産手続は利害関係人が非常に多い場合があるので、その点で、IT化が進むと手続の迅速化という点についても促進されるのではないかと考える。
- 仮想通貨を取り扱う事業の倒産手続は実際に既に起こっているが、将来的にもこのような事件はさらに発生し得るだろうと想定される。このような仮想通貨を扱うような事件は、海外に居住する債権者も多く、もはや紙で手続を行うことが非常に困難である場合が多い。そういった倒産手続については、IT化のニーズが非常に高く、早急に対応していくことが望まれる。
- 私の意見も、今、委員の先生方から説明があったものと同じで、民事執行や破産・倒産手続との関係で言えば、民事訴訟についての作業を先に進めるというやり方のほうがよいと考えている。これまで説明もあつたとおり、そうした民事執行や破産・倒産手続については、民事訴訟と関連はあるが、独自の観点からの検討をかなり要するもので、これを同時並行で進めることになると、対応しなければならぬ課題が非常に増えると思う。その結果、民事訴訟のIT化がおくれる事態も懸念されるので、先ほど申し上げたとおりの意見。
- 今、委員からも言及があつたが、ほかにIT化のニーズが高いと言われている分野として、いわゆる家事事件についてはよく耳にする。申し立てが比較的定型的であって、件数が多いということと、それから、代理人をつけずに作業していることが多い類

型でもあるということで、ここでIT技術を活用することができればよい面があるということは、よく聞くところ。それも同時にできたほうがいいのではないかという思いもある一方、家事事件まであわせてスタートするとなると、正直申して、人的リソースの点で現実的に無理があるのではないかと思う。

- システム化について、順次行っていくということはやむを得ないところだと思っているが、検討のどのようなフェーズがこういう順番になるかというのは、またちょっと別の問題だと思っている。例えば、実現のほうから見ると、e-Case Managementなどはかなり両方に共通して使われるようなものができてくる可能性もあるので、業務分析だとか、具体的にどういう機能が必要かという要件整理、こういうところはできれば並行して行って、その後は例えば法制化、あるいはシステム化、こういうところは順次行っていくというのが一つのあり方ではないかと思う。
- どのようなことをしなければならぬのか、どのような機能が必要なのか、こういう初期の点については、できれば並行してやったほうがいいのではないかと考えている。
- システム化については今の意見と全く同意見。先ほどの繰り返しになるが、後づけで次々にいろいろなシステムをつけていって、それをまた繋げると、必ずそこはセキュリティ上の脆弱性を生むし、実際に動かしてみると、繋げたところで何かトラブルが起こって障害が発生するというのはよくあることなので、できればそこまで広げること前提とした設計を行っておくことが望ましいと考える。
- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
そもそもこの検討の時間感覚をどう捉えるかというところで、時の流れがITの世界は全く違うというところがあって、最初に出たiPhoneが今10年目なので、ITで10年先というのは、がらっと世界が変わる。
- このため、10年後にやるというのは、全く違う世界がそこに待っているということになろうかと思う。そういうことも意識しながら、段階を経てやっているといつまでたってもできないという危惧があって、20年遅れが30年遅れになりかねない事態も国際競争という中では非常に恐れる論点で、そこを合理的な範囲で何をどうするかというところと、今、システム開発のあり方について、最初に全て要件を洗い出して、そこから組むのが大事だという指摘もあり、また、戦力の逐次投入ではなく、最初に最大戦力を投入するのが適切なやり方だという指摘もあるだろうから、そういったところも含めて、どう望んでいくかというのは、よくよく議論した上で答えを出していくことが肝要ではないかというところ。
- 藤田参事官（法務省大臣官房司法法制部）

この検討会の場以外では、一部の実務家等から、IT化を推し進める今回の議論のスピードに戸惑っているような意見も聞かれるところであり、それへの配慮は必要。民事裁判手続のIT化について、何とかこの機会に進めたいという方向で議論を進めていただいているが、IT化の実現や実践には、必要な環境整備も十分にやることが前提。その環境整備には、新しいシステム構築等をするということももちろんあるし、先ほどから出ている本人訴訟のサポートなど、裁判を受ける権利の実質的保障といった観点からの様々なものもある。さらには、弁護士や裁判所等の関係者の十分な理解、納得と協力といったものも、IT化実現のためのプロセスとして必要。やみくもにスピードのみ急ぐというのではなく、そういった環境整備への対応も、これから十分考えていく必要があると思う。

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）

最後に1点補足だが、参考資料は、日弁連から第2回検討会についてプレゼンいただいた弁護士白書の抜粋。先日校了されたということで、ホームページに掲載をさせていただく。

（以上）